



鳥取県公報

平成 24 年 5 月 8 日 (火)
号外第 50 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則 (44) (警察本部運転免許課) 3
-------	---

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

大規模な非常災害の被災者の支援のため、大規模な非常災害により運転免許証を亡失等した者が申請する運転免許証の再交付の事務に係る手数料を免除できることとする。

2 規則の概要

(1) 手数料を免除できる事務に大規模な災害により運転免許証を亡失等した者の運転免許証の再交付に係る事務を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察手数料の免除に関する規則（平成17年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前													
<p>(警察手数料の免除)</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>免除事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料</td> <td> (1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは </td> </tr> </tbody> </table>		区分	免除事由	略		2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは	<p>(警察手数料の免除)</p> <p>第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>免除事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料</td> <td> (1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは </td> </tr> </tbody> </table>		区分	免除事由	略		2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは
区分	免除事由														
略															
2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは														
区分	免除事由														
略															
2 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。 (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。 (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくはは														

	<p>同法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会若しくは同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会又は他の法令により社会福祉法人とみなされる法人が社会福祉推進のために道路を使用するとき。</p> <p>(6) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</p> <p>(7) 国又は地方公共団体の後援、補助等を受けた事業を行う団体が、地域活性化を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他公共性を有する団体等が、祭礼、社会奉仕、健康増進等を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(9) その他公益のために道路を使用する場合であって知事が特に必要があると認めたとき。</p>		<p>同法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会若しくは同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会又は他の法令により社会福祉法人とみなされる法人が社会福祉推進のために道路を使用するとき。</p> <p>(6) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</p> <p>(7) 国又は地方公共団体の後援、補助等を受けた事業を行う団体が、地域活性化を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他公共性を有する団体等が、祭礼、社会奉仕、健康増進等を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(9) その他公益のために道路を使用する場合であって知事が特に必要があると認めたとき。</p>
<p>3 条例第2条第1項第37号に掲げる事務に係る手数料</p>	<p>甚大な被害を生じていると認められる大規模な災害により亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は、記録を毀損した運転免許証の再交付を受けるとき。</p>		
<p>4 略</p>			<p>3 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。